平成２７年（フ）第１３６号
山梨県甲府市長松寺町12番24号
債務者　飯窪みゆき
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９１号
兵庫県宝塚市小浜５丁目17番10―204号
債務者　千賀美奈子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２０５号
兵庫県尼崎市元浜町３丁目12番地の１　日本鍛工住宅406号
債務者　野間　浩司
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０６号
兵庫県尼崎市元浜町３丁目12番地の１　日本鍛工住宅406号
債務者　野間　貴子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３０６号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目15番16号
債務者　廣岡こと　**廣**岡　進治
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３０７号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目15番16号
債務者　友枝　眞紀
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３３８号
兵庫県西宮市甲子園洲鳥町10番６号　細見文化202号
債務者　中野　信春
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４８号
宮崎県延岡市野地町６丁目2059―４、住民票上の住所宮崎県延岡市出北３丁目８番17号
債務者　髙橋　宣子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１０４号
兵庫県伊丹市北河原３丁目２番２―403号
債務者　丹山　　剛
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
兵庫県伊丹市北河原３丁目２番２―403号
債務者　丹山美惠子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
兵庫県宝塚市高司３丁目１番１号　センチュリーハイツⅠ101号、前住所兵庫県宝塚市旭町３丁目１番８―301号
債務者　向山口義郎
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
兵庫県宝塚市高司３丁目１番１号　センチュリーハイツⅠ101号、前住所兵庫県宝塚市旭町３丁目１番８―301号
債務者　向山口淑子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番７―404号、前住所兵庫県宝塚市亀井町10番63―406号
債務者　吉村知津子（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
兵庫県川西市清和台東２丁目４番地の14　308
債務者　髙野　律子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第３０５号
兵庫県尼崎市食満２丁目17―７　フレイグラント坂山103号、住民票上の住所兵庫県尼崎市口田中１丁目10番20―203号
債務者　泉　　恵理
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５１号
兵庫県尼崎市東塚口町１丁目４番１―402号
債務者　松本　圭司
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７号
愛媛県南宇和郡愛南町岩水431番地３
債務者　有田　信介
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
松山地方裁判所宇和島支部